

平成24年度 第2回 特別職報酬等審議会 会議録

- 1 日時 平成24年7月24日 午前10時00分～午前12時09分
- 2 場所 千葉市議会棟第2委員会室
- 3 出席者
 - (1) 委員
岩網会長、奥本副会長、片岡委員、坂戸委員、清水委員、高山委員、
中曽根委員、原田委員、細谷委員
 - (2) 事務局
平賀総務局長、大木総務部長、山元給与課長、香取給与課課長補佐、松永給与課労務係長
選挙管理委員会事務局：鈴木事務局長
人事委員会事務局：植草事務局長
農業委員会事務局：西田事務局長
- 4 議題
 - (1) 政令指定都市における日額報酬制等導入の考え方
 - (2) 行政委員会事務局ヒアリング
 - ア 選挙管理委員会事務局
 - イ 人事委員会事務局
 - ウ 農業委員会事務局
- 5 議事の概要
 - (1) 政令指定都市における日額報酬制等導入の考え方について事務局より説明。
 - (2) 行政委員会事務局ヒアリングについて、各行政委員会事務局から行政委員会の概要、職責及び活動状況などについて説明。
- 6 会議録
別添のとおり。

平成24年7月24日 午前10時00分～午前12時09分

午前10時00分 開会

○事務局（給与課長）

<配布資料の確認>

○会長（労網委員）

おはようございます。ただ今から、第2回特別職報酬等審議会を開催いたしますが、初めに、前回ご都合により欠席されました委員さんをご紹介します。

高山委員さんでございます。

中曽根委員さんでございます。

なお、齋藤委員さんにおかれましては、ご都合により欠席でございます。

審議会の開催につきましては、千葉市特別職報酬等審議会設置条例第7条第1項の規定により、半数以上の委員の出席が必要となっておりますが、本日は9名ご出席ということでございますので、開催の要件を満たしております。

なお、本審議会につきましては、千葉市情報公開条例の規定により公開といたしますが、傍聴者の方におかれましては、傍聴要領をお守りいただきますようお願いいたします。

それでは、審議に入りますが、行政委員会事務局から説明をお聞きする前に、日額報酬制等とした政令指定都市の見直しの考え方を皆さんで共有されておかれた方が、説明を聞く際にどの辺りを重点的に聞けば良いのか参考になるとのお考えから、奥本副会長が事前に政令指定都市における日額報酬制等導入の考え方について事務局に調査をお願いされたとのことですので、まずはその資料の説明を事務局からお願いします。

○事務局（総務局長）

<資料の説明>

○会長（労網委員）

ただいま、事務局より資料の説明がありましたが、ご質問、ご意見等があればお願いします。

○片岡委員

日額報酬制の導入の仕方について、時間がかなりかかる委員会と時間が余りかからない委員会があると思いますので、時間単価で判断し、時間給という方法は考えているのでしょうか。

○事務局（総務局長）

浜松市におきましては、時間の概念がございまして、1時間30分未満の活動の場合は日額が2/3となるとしておりますが、他の自治体につきましては明確にそのような記載をしているところはございません。

○会長（労網委員）

それでは、各行政委員会事務局の職員より、行政委員会の概要や行政委員の職責、活動状況などを説明していただき、皆様からご質問等がある場合は、説明終了後をお願いいたします。会議次第に従いまして、選挙管理委員会事務局から資料の説明をお願いいたします。

○選挙管理委員会事務局

<資料の説明>

○会長（労網委員）

ただいま、選挙管理委員会事務局より資料の説明がありましたが、ご質問、ご意見等があればお願いします。

○原田委員

所掌事務というのは市と区でどのくらい差がありますか。また市と区の報酬額の差はどういったものによるものですか。

○選挙管理委員会事務局

市と区の業務の違いですが、市の選管は市全体の選挙制度の調査研究や選挙啓発の方針等についての協議を行っておりまして、区の選管は自らの区の選挙人名簿の調製や個別の啓発事業の実施など実務的なものが多くなっております。また、選挙の場合には投開票所の運営につきまして、区の選管で所掌しております。業務内容の上下関係といったことでの報酬の区別というのはございません。ただし、市の選管につきましては6区の選管の指導的な立場にあるということも考慮し、報酬額に差を設けていると考えております。

○原田委員

啓発活動は区の選管でも行っているのですか。

○選挙管理委員会事務局

区においても、区民祭りなどの機会に実施しております。

○原田委員

市の選管の啓発活動はたくさん書いてありますが、区の方が余り書いて無いようですが。

○選挙管理委員会事務局

活動の回数としては市と区でそれほど差はないです。今回若年層の投票率の向上のために実施いたしました小学校での模擬選挙は市の選管で運営しておりますので、それは資料に掲載しております。

○原田委員

報酬が区の方が割安という感じがありますが、そんなことはないですか。

○選挙管理委員会事務局

おっしゃられますとおり、活動の回数や会議の回数、活動時間を見ますと市と区の報酬額の差ほどの時間的な差はございませんが、市の選管は選挙全体の責任を負うということを考えれば、報酬額の差を設けるべきと考えております。

○原田委員

委員の選任について、市と区の基準はどうなっているのですか。市の選管は市会議員のOBが多いですが、選任の基準はどうなっているのですか。

○選挙管理委員会事務局

市の委員は議会において各党派の間で話し合わせ調整され、議員さんを選任しております。区の委員も議会で選挙しますが、選挙管理委員会事務局の方から委員候補者を示してくれということでお願いされて、出しております。

○細谷委員

選挙啓発活動を市と区で行っておりますが、成果はどうでしょうか。数字で見ることができますか。

○選挙管理委員会事務局

啓発活動の成果は実際には投票率に表れるものでございますが、千葉市に限らず近年の状況を見ますと、若年層の投票率がなかなか上がらず、数字に表すことは難しいと考えております。

○高山委員

市と区で会議の数などの活動実績はそれほど差がないということですが、報酬額の差は市と区のそれぞれの責任の広さや重さによるものでしょうか。

○選挙管理委員会事務局

市の委員は、例えば市長選の時には市長選という一つの選挙の全ての責任を負わなければなりません。そうした市の委員と区の委員の責任の違いを考慮し、報酬額に反映させていると考えております。

○高山委員

月額と日額の考え方について、会議の回数や時間、どれくらい専門知識が必要かどうか、といったことで報酬額が決まると思いますが、月額と日額の考え方の中に、責任の重さというところは考慮されているのでしょうか。

○選挙管理委員会事務局

現在の報酬は月額ですので、委員長と委員の責任の差はございますが、月額か日額かという判断の中での責任の差というのはございません。

○片岡委員

区の委員の職業・経歴についてですが、無職の方がかなり多いようですが、報酬が少ないというのは影響しているのでしょうか。

○選挙管理委員会事務局

報酬が少ないからということとはございません。資料に記載の職業・経歴は委員を選任した時の議会の資料に記載されていたものでございます。定例会は月1回と活動回数はそれほど多くないので、会社役員の方なども選挙に関心があればご協力いただき、委員さんになられております。

○清水委員

資料の6ページに記載されている、打ち合わせなどその他の活動に掛かっている時間はどれくらいでしょうか。

○選挙管理委員会事務局

例えば模擬選挙の時などは、委員長は2つの小学校それぞれ伺って相当な時間を割いて業務に充てております。

○坂戸委員

他の政令市に比べると千葉市の報酬額は大分安いようですが、千葉市の職員の給料が他の政令市に比べて安いことによるものなのか、それとも他の政令市は千葉市より活動回数が多いことによるものなのか分かりませんでしょうか。

○事務局（給与課長）

一般の職員の給与の水準につきましては、地域の民間労働者の給与の水準との比較や国家公務員の給与制度との均衡などを考慮して決めております。一方で行政委員の報酬につきましては、同規模の政令市の額などを参考に決めていくという形になっておりますので、市の職員の給与が低いから行政委員の報酬額が低いということとはございません。

○坂戸委員

千葉市と同規模の政令市というのはどこでしょうか。

○選挙管理委員会事務局

選挙管理委員会の委員で見ますと、千葉市は政令市の中でも後発組でありまして、新しく政令市になっている所は報酬額が安い傾向にあります。

○中曽根委員

区の選挙管理員については、会議や出席回数などは区によってばらつきがあるようですが、その差はどういったところで出ているのでしょうか。

○選挙管理委員会事務局

定例会につきましては各区の差は余りございません。選挙の啓発活動への取り組み方や会議の事前の打ち合わせなどは区によって差が出るがございます。

○中曽根委員

選挙の啓発活動への取り組み方や会議の事前の打ち合わせなど、区によって差がある中で同額の月額報酬を支給しているということは、全体として4年ある任期の中の活動を平均化して月額報酬としていると思うのですが、委員さんは4年間の任期を全うしているのでしょうか。

○選挙管理委員会事務局

任期が4年というサイクルですので、委員さんが就任されますと、普通、知事選ですとか市議選など全ての選挙を経験いたします。年によっては選挙の開催回数が違いますので差はございます。

任期途中で辞められる方はほとんどおりません。体調不良で辞められる方は中にはいらっしゃいますが、ほとんどの方は任期を全うされているということでございます。

○中曽根委員

日額とした場合、積極的に活動に取り組んでいる区は評価され、インセンティブが働くことになりませんが、積極的に活動を行っている区と普通の活動をしている区とでは差が生じることになります。例えば、日額化するとそういった差については選挙管理委員会事務局としてはどのようにお考えでしょうか。

○選挙管理委員会事務局

区によって活動回数や出席回数が変わってくるのはやむを得ないと考えております。

選挙管理委員会の委員の場合には、法的な制限が加わっておりますので、そうしたものを加味した上で日額、月額ということを考えていかなければいけないと思います。

○会長（労網委員）

資料の中で、区の選管では日額化への流れもやむを得ないという意見が述べられているが、その点はどうにお考えでしょうか。

○選挙管理委員会事務局

この審議会に諮る旨を市の選挙管理委員に聞いてみたところ、大方の委員はやはり一般職の職員も給料をカットされている現在の千葉市の財政状況の中にあっては、日額化は仕方がないといいますが、あり得るのだろうかという意見が多いです。

○高山委員

6ページの千葉市の活動状況を見ると月2回程度の活動となっています。札幌市の活動状況が分からないので、一概に比較はできないと思いますが、札幌市の日額32,500円を千葉市の場合に置き換えてみると、月6万4,5千円の報酬額となり、札幌の例は分かりませんが、また、日額をいくらにするかで変わってきますが、現在の月額約半分に落ちてしまいます。千葉市と札幌市ではそれほど活動の差があるものなのでしょうか。

○選挙管理委員会事務局

選挙管理委員会自体の活動としては、各市でそれほど差はないと思います。

○坂戸委員

例えば資料10ページの活動状況の詳細の委員会開催についてですが、23年度14回、22年度14回、21年度18回と書いてありますが、21年度というのは選挙のあった年ということですか。

○選挙管理委員会事務局

21年度は6月の市長選と8月の衆議院選の2回ございました。22年度と23年度はそれぞれ参議院選と統一地方選の1回ずつでございました。

○坂戸委員

仮に月額報酬を決める時には21年度から23年度の平均活動回数は15回となっておりますが、過去において月額報酬額を決めた際には、15回の平均活動回数を基に決めたのか、単年度の14回か18回の活動回数を基に決めたのか分かりますか。

○選挙管理委員会事務局

3カ年の平均かどうかは分かりかねますが、選挙で考えますと4年で1サイクルでございますので、その平均を基に決めたのではないかと思います。

○会長（労網委員）

ありがとうございました。続きまして、人事委員会事務局から説明をお願いします。

○人事委員会事務局

<資料の説明>

○会長（労網委員）

ただいま、人事委員会事務局より資料の説明がありましたが、ご質問、ご意見等があればお願いします。

○坂戸委員

57ページの「長」というのは市長のことでしょうか。

○人事委員会事務局

市長のことです。

○坂戸委員

62, 63ページで説明いただいた不服申立の件数について、23年度は3件、22年度は2件ということですが、この審議は委員会開催に含まれているのでしょうか。

○人事委員会事務局

委員会開催に含まれております。

○坂戸委員

委員が採用面接官を務めているということですが、人事委員が面接に立ち会うということは他の県や市でもやっているのでしょうか。

○人事委員会事務局

他都市の状況は承知しておりません。千葉市の場合は総務局長経験者ということで現役のころから面接の経験がおありになっているということで、人事委員の権限として職員採用の中に関与して公平な審査、選考競争試験を行いたいという趣旨で参加されております。

○坂戸委員

名誉起用しているということですか。

○人事委員会事務局

はい。

○原田委員

不服申立などの件数が年間2, 3件のようですが、毎年そのくらいの件数なのですか。
件数が多くなると臨時に委員会を開くということはないのですか。
定例会のみで処理できるのですか。

○人事委員会事務局

不服申立、厳格に申しますと公平審査業務の中に不服申立と措置要求というようなものがございまして、不服申立というのは懲戒免職や減給など職員に不利益な処分に対し不服がある場合、それから措置要求は異動の関係の処遇ですとか給与の昇給が遅い場合など、に分けて使っておりますが、不服申立に及ぶ審査は数年に1回ございまして、最近では21年から22年にかけて提出されておりますので、委員会開催の中に含めております。措置要求の公平審査につきましては22年度末と23年度当初に1件ずつ提出されまして、実質的には23年度中に2件の審査を行っております。こちらも数年に1回か多くて年に1回の提出がされております。

○会長（労網委員）

ありがとうございました。続きまして、農業委員会事務局から説明をお願いします。

○農業委員会事務局

<資料の説明>

○会長（労網委員）

ただいま、農業委員会事務局より資料の説明がありましたが、ご質問、ご意見等があればお願いします。

○坂戸委員

他の行政委員会と比べて、委員の人数が多いようですが、2つの部会に半分ずつ属しているということだと考えられるのですが、千葉市において農業諸生産の出荷高、農業従事者、農地面積は減少傾向にあるかと思うのですが、34名という大勢の委員が必要なのでしょうか。例えば、現地に行くといっても、委員会の活動ということであれば、15人なら15人で農地転用の場所を見に行ったり会議したりするということなのでしょうか。

○農業委員会事務局

農業委員は全体で34名おりますが、部会については、17名ずつ2つに分かれ、2つの部会を構成しております。

農業委員の日常の活動につきましては、市内を農業委員の住所を基準に7つの地区に分けまして、それぞれの農業委員の地元で地域の活動を行っております。部会の審議につきましては17名全員で審議を行います。例えば、10名で構成されている分科会で1,000㎡以上の農地が議題に上がっている場合は現地調査を条件としておりますので、その場合は分科会の10名のメンバーで現地調査を行っております。

○原田委員

75ページの農地転用や農地の権利移動の件数はどれくらいですか。

また、この承認については農業委員が直接行うものなのか、それとも職員がして会議で職員からの報告を聞くだけのものなのか、どういったものなのでしょうか。

件数が数件だったら良いのですが、何十件、何百件とあるのではないですか。それを1つ1つ審査するのですか。

○農業委員会事務局

審議については農業委員が合議制で決定しております。件数は多いですが、1件1件審査を行います。

1か月あたりの平均の件数といたしましては、農地法第3条の転用であれば10件程度、第4条であれば5件程度、第5条で5件程度となっております。

○清水委員

農業委員は活動が多岐に亘るので月額とする特別な理由があるというご意見が出ているところですが、大阪市は日額を採用しているようですが、日額の活動のカウントの仕方はどうなっているのでしょうか。例えば、総会で35,400円、それ以外で3,500円ということですが、具体的にはどのようにカウントをしているのでしょうか。

○事務局（給与課長）

申し訳ございませんが、現在把握しておりませんので、次回お答えいたします。

○会長（労網委員）

千葉市以外の政令市における農業委員の数はどれくらいでしょうか。

○農業委員会事務局

申し訳ございませんが、現在把握しておりませんので、次回お答えいたします。

○会長（労網委員）

市議会からの推薦委員というのは、条例で決まっているのでしょうか。

○農業委員会事務局

農業委員会等に関する法律が基本となりまして、それに基づきまして市の条例で決まっております。

○中曽根委員

会長、会長職務代理者、部会長、委員の活動回数を比較しますと、会長の場合、会議等の出席回数そして実働時間が非常に多いようです。それに対して会長職務代理者の職務の内容をよく分かっていないからかもしれませんが、大分少なく、そして部会長は多いと、大分差があります。会長は様々な会議に出て拘束もされて、また代表という形の責任もあるというところで、月額の報酬額を見させていただきますと、それほど変わりがないというところはどのようにお考えでしょうか。

日額を検討する場合、むしろ日額の方がよろしいのかどうかということや、月額の場合であっても報酬額の見直しの話になる可能性もあるのかなど思っているのですが、併せて、今日ご説明のあった他の行政委員会の会長以外の報酬額は、政令指定都市の中では中位ぐらいが多かったようですが、農業委員会は7位や6位といった高いところに位置しております。どうして高いところに位置しているのでしょうか。

○農業委員会事務局

報酬額の差ですが、これは職責や職務権限により差を設けていると考えております。

報酬額を決める際には、他の政令市等との比較に基づいて条例により月額を定めているものと理解しております。

○会長（労網委員）

ご質問、ご意見等が無ければ、今後のスケジュールについて、事務局から説明をお願いします。

○事務局（給与課長）

今回の審議会では、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、農業委員会事務局の3つの事務局にご説明していただきましたので、次回（第3回）の審議会では、教育委員会事務局、監査委員事務局の2つの事務局にご説明いただく予定でございます。

その後、それまでのご審議を踏まえました上で、報酬制度や報酬額につきまして忌憚のないご意見をいただき、第4回以降に具体的なご議論をお願いしたいと考えております。

次回以降の開催日時につきましてご説明いたしますと、次回（第3回）につきましてはお手元に配布してございます第4回審議日程（案）の下の参考に記載のとおり8月7日（火）14時00分からとなります。

第4回につきましては、同じくその上をご覧ください。8月31日（金）10時00分からを予定したいと考えております。

第5回以降の日程につきましては、各委員さんのご都合をお伺いし、正副会長とご相談の上決定し、

ご連絡させていただきたいと思います。
よろしくお願いいたします。

○会長（労網委員）

それでは、第3回、第4回の開催日時につきましては、事務局からただいまご説明いたしましたとおりとさせていただきます。

第5回以降の日程につきましては、後日事務局より調整させていただきます。

なお、欠席される委員の方には、資料その他審議の内容について、事務局から説明をしていただくようお願いしたいと存じます。

最後になりますが、何か質問事項等ありますでしょうか。

（特になし。）

無いようなので、事務局から何か連絡事項がありますか。

○事務局（給与課長）

特にございません。

○会長（労網委員）

それでは、以上で、本日の審議会を終わりにします。

次回もよろしくお願いいたします。

午前12時09分 散会